

尾張国分寺の沿革

服部賢隆

(一)

尾張国分寺の沿革と題する以上、現在に至る当国分寺の一連の流れを述べてしかるべきものであるが、全国に創建された国分寺が仏教による鎮護国家という思想を根拠としていたものであり、仏教の発展に伴い最澄、空海の出現によって信仰価値が民衆の間に浸透し個人本意な信仰対象と化したため鎮護国家思想を支持すべき信仰は薄らいでいったと考えられる。即ちこの思想なくしては国分寺の存在は無意味であり、何らかの形で維持されていても「国分寺」という寺名にしか過ぎない、よって沿革といえども以上の点などから鎮護国家思想の背景を有していたと考えられる期間にとどめておきたいと思う。

尾張国分寺の沿革を述べるにあたりまずその完成年代を極めなければならぬが「続日本紀」天平十六年七月の条に

国分寺東。以入僧尼兩寺各二万束。毎年出挙。以其利永支造寺用。

或いは天平十九年十一月には諸国に使者を派遣して造営の状況を視察させ、三年以内に国分寺を完成させるよう、又新たに僧寺には九十町、尼寺には四十町の水田を与えるとの詔が発せられている。

扱てこの天平十九年十一月の条にみられる「三年以内に完成すべきこと」ということはおそくとも天平勝宝二年までに完成させることを意味しているが、天平勝宝元年七月には完成年代に関する明確なる資料は残存しておらず、この点に関しては尾張のみならず諸国々分寺に於ける共通の問題点である。

これを検討する上でとりあげなければならないのは国分寺創建に関する詔をいつとするかであるがこれに関しては周知の如く諸学者によって、研究され天平十年頃、詔が発せられたとするを有力とされており、天平十三年に至って国分寺造営の具体的条件が太政官符として発せられたのである。ということはこの頃、諸国に於いて国分寺造営の機運は最高に達したと思われる。しかし経済的基礎を与えられて国分寺造営に着工したものの詔の如くの造営にはまだ充分なものでもなく、その造営が足踏状態を呈していたであろうことは天平十六年七月には諸国々別に正税の内から僧尼兩寺に各々二万束を割き、それを出挙させその利息を造寺にあてさせた詔、或いは天平十九年十一月には諸国に使者を派遣して造営の状況を視察させ、三年以内に国分寺を完成させるよう、また新たに僧寺には九十町、尼寺には四十町の水田を与えるとの詔が発せられていることよりしても

知り得、天平十九年の条などからは諸国々分寺の未だ完成をみないことに対する天皇のいらだちさえも感じられるのである。かくの如く天平十三年三月に具体的条件と経済的基礎を与えられ、それより三年四ヶ月後の天平十六年七月、更に三年四ヶ月後の天平十九年十一月に諸国に対して造営の経済的措置がなされ、完成の期を限った御意もあって諸国々分寺造営は次第に進められたと考えられる。この天平十九年十一月の条にみられる「三年以内に完成すべきこと」ということはおそらく天平勝宝二年までに完成させることを意味しており、天平勝宝元年七月には僧寺は一千町、尼寺は四百町の墾田所有を認められたことは諸国々分寺の完成を目前にしての最終的経済的措置であったと思われる。この間に於いて天平感宝元年五月十五日の条に、

(前略)尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多。(中略)、各獻当国々分寺知識物。並授外従五位下。

同閏五月二十日の条に飛驒、上野両国に於いて前条と同一事実をを記しており、上野・伊予飛驒と同様、尾張に於ても国分寺に寄進されたことが知られる。両条中にみられる「知識物」について「仏に結縁して相互の信仰をつちかい自己や衆生の現在安穩、浄土往生を念ずる為、田畑・穀物・錢貨・労働力等を寄進する行為、又は喜捨した財貨のこと、尾張の生江安久多等が当国々分寺に献じた知識のものも米か錢である」といわれている。これよりして山田郡の生江臣安久多の寄進は完成後の国分寺維持に対する寄進とみるべきであろう。当時の国分寺に対する一般の信仰態度は知り難いが、現代的観点をもってすれば少なくとも自己や衆生の現在安穩、浄土往生を願う以上、そこには何らかの信仰の対象となり得べき仏像、伽藍、

そういった願いの仲介者たるべき僧侶、所謂、寺がなければならぬ、となれば尾張等の国分寺は既に完成され僧侶が住し、詔の如くの行事をして民衆の信仰の対象として存在していたと考えられる。即ち天平感宝元年には尾張国分寺は完成されていたと推測するのである。

(二)

国分寺としての伽藍を設え、丈六の釈迦牟尼尊像を安置し名実共に国分寺としての威容を民衆の眼前に誇った尾張国分寺が如何に維持され、また変遷したであろうか。「続日本紀」によれば神護景雲元年五月二十日の条に

尾張国海部郡主政外正八位下刑部岡足献当国々分寺米一千斛。授外従五位下。

とあり先記の寄進が「知識物」という漠然とした意味であるのに対し、この条に於いては「米一千斛」と明示していることから国分寺の存在とその維持に務めていることは明らかである。同三年九月八日の条に

尾張国言。此国与美濃国堺。有鵜沼川。今年大水。其流没道。每日侵損葉粟。中嶋。海部三郡百姓田宅。又国府并国分二寺。俱居下流。若経年歳。必到漂損。望請。遣解工使。開掘復其旧道。許之。

この条中に示す如く、国分二寺の存在は疑う余地もない。条中にみる鵜沼川復旧工事に対する尾張の請願は同国内の民衆の生活が水害によって脅かされることのないよう安全を保つを目的としたのは勿論であるが同時に国分二寺を維持していこうとする鎮護国家思想に

基ずく信仰上からの尾張の意志を表わすものと解釈していいのではなからうか。何故なら天平勝宝元年前後、個人で物を国分寺に施入して位階を授けられたものの数が多かったことは位階を授けられることを目的とした寄進とも考えられるが純粹な信仰心からするところの寄進と考えるならば前述の如く神護景雲元年五月に寄進されていることは鎮護国家思想が民間に充分浸透していた結果であろうと考えられるからである。

以上の如く史料微少のため確かなる推測はし難いが、国分二寺の大幅な墾田所有が認められていたこと、国分寺に対する信仰が盛んであったであろうことなどから完成以来約三十余年間、国分二寺ともその詔の如く莊大な伽藍を誇り続けていたと考えられる。

その後、尾張国分二寺も伽藍に破損をきたしたと思われる。宝龜六年八月二十二日の、

伊勢、尾張、美濃三国言。異常風雨。漂没百姓三百余人。馬牛千余。及壞国分并諸寺塔十九。

がそれである。同条より破損の程度は知り難く、またその破損に対してとられた措置を知り得る資料もなんら残さないため、その後、修理がなされたのか或いは放置されていたのか知り得ない。この間の事情を「国分尼寺々伝」に求めると「宝龜の風水害にあって堂宇破壊したのを弘仁年間に空海がやや東に遷して堂を再興し云々」という。「寺伝」にみる空海による再興うという点に関して真偽いずれかという問題を別として「寺伝」をとりあげれば破損の後、尼寺は何ら修理されなかったことに他ならないのであり、同様国分寺についてもそのような見解を成し得るのである。そこで更に時代を下つてみると承和四年三月七日、或いは斉衡元年二月十五日の条に、

尾張国課口三分之一。特從優復。河流漲溢。民多病水。故降此恩。貞觀七年十二月二十七日の条には、

尾張国言。昔広野河流向美濃国。当于斯時百姓無害。而頃年河口壅塞。惣落此国。每遭雨水。動被巨害。望請。堀開河口。令趣旧流。太政官処分。依請。

と示されており常に氾濫に悩まされていたであろうことはいうまでもなく、このように度重なる水害に伴って国分寺もその危機にさらされていたと考えられる。ところで貞觀七年十二月の条に記す広野河流の開掘工事の際には美濃の民衆七百余人が郡司に卒いられて工事に襲来し工事を妨害した事件のあったことが貞觀八年七月九日及び二十六日の条に述べられており、この河流が両国にとって重大な利害関係を有していたことが知られるが、さてこの広野川は木曾川の旧道で今の堺川の筋であり、木曾川はまたの名を広野川と呼び、それは鵜沼川のことである。即ち先述の神護景雲三年九月の条に記す尾張美濃国の堺である鵜沼川の氾濫に他ならない。既に神護景雲三年の条にも記す如く鵜沼川の氾濫によって中島郡もその被害にあっていることから同郡中に存した国分寺も少なからずその危機にさらされたであろうと思われる。「国分寺々伝」にも「貞觀年間の水害のためまたもとの尼寺の地に移した」といっており、この貞觀年間の水害とは同条を意味するものと思われる。しかるに同条には国分二寺に関してなんら記されていないということは宝龜六年の風水害以後、はたして国分寺が実在していたかどうか疑わしいのではなからうか。

昭和三十七年、中部日本新聞社主催で石田茂作博士等の指導のもとに「尾張国分寺址(愛知県稲沢市明治町矢合)」の発掘が行われ

その結果、国分寺址と明示する碑からする「国分寺址説」と建築学、規模、出土品等からする「国分尼寺説」とが提示されたものの多くの礎石の紛失、心礎のあるべき位置を異にし、また現場全体が必要以上に攪拌されているなど多くの問題を有し、十分な推測は困難な状況でいずれも決定的裏付はなく結論は出ていない。そこでこの発掘現場が「国分寺址」という前提条件のもとに考察する時、後述する元慶八年八月の条に示すところの国分寺焼損を裏付けるものが発見されておらず、宝亀六年以後の国分寺実在は肯定できないであろう。同時に元慶八年八月の条に記す国分寺焼失に対する疑惑も自ずから起ってくるのであるが、発掘結果に決定的なものがなくこれ以上、考古学上から考察することは困難であり、残存する資料から推し進める方が妥当と考えられるのである。以上の如く宝亀六年の洪水以後、約百年間の国分寺の状態自体が漠然としており、その活動など知るよしもないが史料のみから考察すれば風水害による破損の後、修理等がなされて元慶年間に至ったであろうと考えられるのである。この間、度重なる洪水の危機にさらされながらも維持されてきた国分寺は遂に火災に逢い定額寺である願興寺に移されたことが元慶八年八月二十六日の条、

勅令尾張国愛智郡定額願興寺。為国分金光明寺。縁本金光明寺災火焼損也。

より伺われるがそれでは条中にみる定額願興寺とはどこであろうか。これについて木越氏は「塩尻」の

尾頭村元興寺建し時、金彩海に耀て、魚介恐れ去、漁人業を空しくせし、

及び

尾張の国分寺（中島郡矢合の菰園）なんと跡なくなりし、城南の元興寺は道場法師誕生の地にして南都の元興寺をうつし建られしかは、そのかみの類ひなき伽藍なりし、久しく荒廢して寺号のみ所に呼伝へ古瓦乱れて此辺にくだけ残りし丈六の如来像（薬師なりしという）観音の御首朽しままにて過待りし、丁酉の冬、香誉上人（建中寺前住）其絶たるを再興して元興寺の号を新にせん事を公府に啓し造寺の志待るいとめてたしや。

をあげて元興寺は由緒も古く塩尻の書き振りも国分寺であったことを認めているようであり南都元興寺を移建したとする説は信憑するに足らぬが「日本紀略」に記す愛智郡願興寺はこの元興寺と見るべきであろうといわれ、名古屋市正木町の元興寺をそれであるとされている。なお願興寺を元興寺の字を用いるに至ったのはおそらく道場法師の生れが尾張国阿育郡であり南都元興寺の僧であったと伝える所からした後世の附会であろうといわれている。また石田茂作博士は忍冬唐草文字瓦発見例の中に「愛知県尾頭元興寺」を、出土古瓦の研究より白鳳時代に於ける東国の寺院を察した中にも尾張国内に二ヶ寺、元興寺・甚目寺のあることを指摘されていることから元興寺の古いことはいうまでもない。塩尻に「元興寺破壊の後を牛立村にうつしける。本願寺の末寺也」とみえ元興寺が何らかの形で衰退に及んだであろうことが伺われる。また「尾張志」に願興寺を求めると「牛立村にありて尾頭山という参州野村本証寺の末寺也。創建年月日は知りかたしといえとも、往古は古渡村にありて鎮西八郎為朝創建のよし伝えいえり」とあり、木越氏の述べられる願興寺々々と内容をいつにし「尾張志」に記すところは明らかに寺伝である。ここに「願興寺々伝」と「塩尻」をもってすれば一見、願興寺が元

興寺の前身の如く思われ木越氏も寺伝中に述べられている「為朝創建」という点から元興寺の衰退後、為朝が再興してのち、牛立村に移ったという「為朝再興説」を打出されている。しかし、願興寺々伝によれば往古は古渡村にあったといい、塩尻は尾頭村にあったと述べており移転先を同じくすれども存在した場所を異にしていることから両寺の關係は甚だ疑わしい。若し關係を有するならば、元興寺衰退後尾頭村から古渡村に再興され、のち牛立村に移らねばならない。或いは衰退後、牛立村に再興されたが再び衰退に及び古渡村に存した願興寺をその地に移建したとみななければならない。地方史上、定額願興寺を元興寺とするを通説としているが空也が二十余才の時、尾張国分寺で剃髪しており、「空也誄」に記す「尾張国分寺」を元興寺と解さず国分寺そのものとしてはどうであろうか。即ち空也が剃髪した時には国分寺は既に再興されていたとみるのである。となれば元興寺が国分寺とされていたのは極めて短期間であり所謂、仮りの国分寺という状態であったため、「元興寺に住する人々が国分寺に関する経緯を知らない」のは当然であろう。若し元興寺が長期に渡って国分寺となっていたなら定額寺であり、国分寺であるという点から衰退の際には何らかの措置がとられ充分維持できただであろうし、移建されたとしても国分寺という觀念のもとに行われたであろう。しかるに元興寺に一切国分寺に関する所伝を有さぬこと、願興寺なる寺が元慶八年八月以後、史上に見えぬこと、或いは空也の剃髪に関して寺伝すらも残していないことから元興寺の荒廢の際には既に国分寺としての元興寺という存在は認められなかったのではなからうか。よって元慶年間の焼失後、愛知郡定額願興寺に移って間もなくまたもとの国分寺の地に再建されたのではなから

うかと考えられるのである。

これ以後変遷を考察し得る史料は存せず南北朝時代に至って妙興寺文書の中に寄進状、売券、注文写等に国分寺の寺名がみえ、明らかに矢合の地に国分寺が存したと考えられるがその間、約四百年、全くの空白状態といっても過言でない呈を示しているが次に、「尾張国郡司百姓等解文」の一条をもつて元慶以後の変遷を考察してみようと思う。同解文の中に

一請被裁断。不下行国分尼寺修理料稻千八束事。

右国分尼寺者。是為朝家鎮吏民快樂。所建立也。而為神火燒亡己。仏像成炭。示寂滅之理。堂塔遺燼。飛閣維之煙。所修御願己失其畢。所供香華亦無其儲。爰講師玄好。須国宰相共早建立者也。而国宰件修理料稻拘惜。不下宛。因之雖企草創之計。更無建立之期。自送年月。空積觀念。然間四天護法。時々致示現。十八善神。度々為夢想。千時守元命朝臣。乍驚纔始造立之事。然而致百姓之煩。無一堂之構。齋會之時。造借屋以修御願。講演之程。構片庇而為説經。仍二十口之僧。尋便企六時之急。四部之衆。居私成五輪之勤。如此之間。国土亡幣。人民逃去。災難發。職而依是。望請裁断。被召問国宰。令下行件修理料稻。造立国分尼寺。奉祈聖朝。興復国土矣。

なる愁訴の一条があるがこれを木越氏は国分尼寺に関する愁訴と解され、また川上多助氏も同意に解釈されている。これに対してこの一条は国分僧寺に関する愁訴であるとする国分寺址発掘関係者、岩野氏の説をここに要約してみると同条中に「四天護法」と記されており、これは国分僧寺を示し、また「二十口之僧」とあるが若し、尼寺に関するものであるならば「十口之尼僧」と記すべきであり解

文には尼寺に関する愁訴があるにもかかわらず僧寺に関して何ら記されていないことは不可思議である。これ等よりして国分尼寺をもって国分僧寺に替えていたのではなからうかといわれている。木越氏は「焼亡の後には齋会の時には借屋を造って御願を修し講演の程は片庇を構えて読経を為す有様である」とのみ記して尼寺焼亡後の説明に代われていることから部分的解釈の感があり、岩野氏の説にしてもそういった傾向がないではない。従って両説と更に国分尼寺説のあることより先述したところの国分寺址発掘の成果等も加味して総合的に検討を加えてみようと思う。ただし尼寺が永祚年間まで同地、即ち発掘現場が尼寺址という前提条件に基づくものであることを断っておく。

かくの如く「国分尼寺址説」をもって考察すれば先述の如く発掘現場から火災の跡が発見されていないことは尼寺焼亡を否定するものであり解文に述べる焼亡は僧寺とみなければならぬ。しかし僧寺に於いては元慶年間に定額願興寺に移っており、その理由が焼亡であったことからそれを意味するものとも考えられると同時に願興寺が国分寺になってより永祚年間に至る間の事件とも解される。ところが元興寺自体、当時の状態は判然とせず元興寺焼亡については推測し難い。若し国分寺焼亡を意味するものであれば事件は元慶年間遡るのであるが、国分寺焼亡後、願興寺に移っていることから「所修御願已失其便、所供香華亦無其儲」ということはいえないのであり、また約百年前の事件をここに至ってとりあげること自体不自然である。同条の全体よりして僧尼寺いずれにしろその再興の願望を意味するものと解していいであらうし、その機運が元命在住中に存したとして差支ないであろうことから国分寺焼亡は永祚年間、間

近い時期の事件でなければならぬ。これよりして先述したように「空也誅」に述べる尾張国分寺を再興された国分寺とすれば解文に記す事件はこの再興なった国分寺の焼亡を意味するとはどうだろうか。

ところで発掘結果を除外して考察すれば解文の述べる事件は勿論、尼寺焼亡と考えられる。しかし岩野氏の述べられているように尼寺をもって僧寺に代えられていたとすれば事実上僧寺の焼亡したことであり、僧尼両寺とも存しない状態であったことになる。しかるに僧寺に関して何ら述べられていないということは僧寺実在を認めざるを得ない。しかし尼寺々々伝には火災について述べておらず寺伝をもってすれば発掘結果との間に於いて相互に肯定するものである。よって解文に述べる事件は国分僧寺焼亡と解して先述の再興なった国分寺の焼亡という観点から元慶八年以後の国分寺変遷について発掘成果を含めて総合的に私見を述べてみようと思う。

再三述べてきたように、国分寺が火災焼損したため元慶八年、定額願興寺をもって国分寺となしたのであるが国分寺料としての規定があったことから願興寺が仮寺という状態のうちにもとの国分寺の地に再興されたと思われ、それは空也の剃髮年代からして延長年間以前と思われる。この頃、尼寺に於いては次第に衰退をきたしてきていたが朱雀天皇の天慶年中に菟園院鈴台玄置大姉がこれを中興したという、国分寺に於いては永祚年間、間近に至って再び災火に逢い焼失した。ところが国分寺が焼失したにもかかわらず再興されそうになかったため既に中興されていた尼寺をもって僧寺に代えたのであろうと考えられる。そのため国分僧寺が存するのに尼寺がないという偏見的状态に陥り、そこで従来の尼寺を僧寺として認め尼寺

を造立しようとしたのではなからうかと思う。しかし時の国司、元命は造立の願望にそむいて造立のために宛られた一万八千束を横領し民衆の怒りをかい愁訴状の中的一条に述べられるに至ったのであろう。

以上総合的に私見を述べたのであるが、此くの如く以後尼寺を僧寺として維持したため僧寺荒廃後、それが伝承され後世に至ってその地に「尾張国分寺址」なる碑が建てられたのではなからうかと思う。

ただ解文の同条が尼寺と明示するにもかかわらず僧寺を含む意味を有すること自体が矛盾し内容を判然とせず解文の記述者が国分寺に関して充分把握していたか否か、或いはかの思想が当時まで現存していたかなどという点で問題もあり、また解文自体が国司の秕政に対する公訴であった性質上、多少事実の誇張もあろうと考えられ、それにもまして先述の如く定額願興寺の変遷自体を窮め得ない状態であることから元慶八年以後の変遷に関して筆者自身、飛躍的、或いは過度の推理の嫌を感じないではない。

以上、僧寺について述べてきたのであるがここで尼寺に目を転じてみると尼寺に関する資料は全く残しておらず僧寺考察の際、記した宝龜六年八月の条からして少なくともそれまでは僧寺と同様実在していたと思われる。それ以後の状態は寺伝しかないのであるが寺伝がどの程度の信憑性を有しているか問題もあり尼寺変遷を考察することは国分僧寺のそれよりもまして困難の上もない。寺伝を史実としてみることは不本意であるが僧寺変遷考察上、「尼寺々伝」を補助学的にとり扱ったことから一応史実として整理してみると「宝龜の風水害に逢って堂宇破壊したのを弘仁年間に空海がやや東に遷

して堂を再興し自ら十一面観音の像を刻んで本尊の薬師仏と共に安置した。その後、貞観年間の水害のためまたもとの尼寺の地に移した。後七十年又衰退に及んだので朱雀天皇の天慶年中に荻園院鈴台玄置大姉がこれを中興して中興の開基となった」という。これ以後に関しては先述した解文の一条が尼寺変遷を左右するのであり、その一条を尼寺についての愁訴と解すか、或いは僧寺に関する訴えと解すかによって天慶年中の中興後、焼失したものであるか、それとも永祚年間頃に至って尼寺は僧寺に代り別の地に新しく建立されたかであるが尼寺焼失に関しては決し難く、また僧寺考察からする関連上、一応永祚年間以後、別の地に造立をみ後世に至ったとみておきたい。

* * *

以上、尾張国分寺の完成より平安時代中期に至る間の変遷について結論を含めつつ記述してきたのであるが史料微少と加えて筆者の浅学のため諸氏の目をわずらわしたことを謝すものであり、今後、研究を進め漸次窮めていきたいと念願してやまず諸氏の御指導をたまわることが出来るならば幸甚の至りに存する次第である。

(昭和三十八年度卒業生)